

総務委員会会議録要旨				
開会日	平成30年3月12日(月)午前10時00分			
閉会日	平成30年3月12日(月)午後3時14分			
場所	長久手市役所西庁舎 第7・第8会議室			
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委員 上田 大 岡崎つよし 加藤和男 吉田ひでき			
欠席委員	なし			
欠員	なし			
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 高嶋隆明 次長 水野 泰 経営企画課長 日比野裕行 課長補佐 森 延光 主任 長谷川礼菜 人事課長 北川考志 課長補佐 浅井紳一郎 人事係長 安部信一 総務部長 青山 均 次長兼財政課長 浦川 正 財政課課長補佐(財政担当) 嵯峨 剛 税務課長 近藤泰介 課長補佐 正林直己 たつせがある課長 川本満男 課長補佐 熊谷美恵 安心安全課長 水野徳泰 子育て支援課長 門前 健 土木課長 矢野克明 主幹 丸山賢一 みどりの推進課長 磯村和慶 主幹 朝井雅之 区画整理課長 横地賢一 公園西駅開発推進室長 山本晃司 消防長 吉田弘美 同次長 加藤龍寿 総務課長 出口史朗 主幹 久保田直也 庶務係長 鈴木慎也 専門員 鈴木隆宏 教育総務課長 山端剛史 課長補佐 水野真樹 計 32人			
職務のため出席した者の職氏名	委員外議員 青山直道 議会事務局長 福岡隆也 主幹 貝沼圭子			

会議録

別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言
市長 あいさつ

議案審査

議案第9号 平成29年度長久手市一般会計補正予算(第5号)

財政課長 議案第9号について説明
岡崎委員 歳入 1款 2項 固定資産税
減額補正の説明では、大規模商業施設の賦課ができなかつたとのこと
だが、なぜ賦課できないのか。
財政課長 イオンモール長久手の建物は、非木造、延床面積500平方メートル以上
の建物のため県と合同評価物件である。年度内に県税の評価はまとまる
見込みだが、市の固定資産税の賦課は難しく、平成30年度に2年分
を課税する。
加藤委員 歳入 19款 4項 雜入
給食費納付金約2,200万円減額の理由は何か。
課長補佐 台風や行事などで給食を中止した減食分の減額である。
加藤委員 歳出 9款 5項 保健体育事業 納食センター費
賄材料費の減額も同じ理由か。
課長補佐 そのとおり。
加藤委員 歳出 8款 1項 消防費
消防費 消防団員退職報償金約450万円の減額は、定年制廃止により
退職者が少ないとめためか。
課長補佐 年齢制限をなくしたことで退団者数の把握は難しくなつたと思う。今
回の補正は、退団の7人分を除き減額する。
さとう委員 歳出 7款 4項 都市計画費
公園管理事業の中部1号緑地詳細設計委託は、当初予算全額を減額する
理由は何か。
課長補佐 基本計画策定が終了次第詳細設計の予定だった。基本計画策定が今
度末となり、次年度に改めて予算計上する。
みどりの推進課長 基本計画は平成28年度からの繰越業務で、ワークショップで活発な

意見をいただきながら進めた。ワークショップは予定より2回多く開催し、その成果として基本計画はできたので来年度の詳細設計に活用したい。

- さとう委員 歳出 13款 2項 国庫補助金
社会資本整備総合交付金 3,548万2,000円及び幼稚園就園奨励費補助金 336万6,000円の減額は、交付額にかけ率を乗じた減額か。
- 土木課長 社会資本整備総合交付金は、交付金の全体枠が減り市への配分も減ったため減額するものである。
- 財政課長 幼稚園就園奨励費補助金は確認する。(⇒報告は8ページ)
- さとう委員 歳出 2款 1項 総務管理費
アドバイザー報償金の減額理由は何か。
- 課長補佐 アドバイザーは4人の予定だったが2人に依頼した。また、4回の予定が2回の見込みとなったため14万4,000円を減額する。
- さとう委員 2回の内容はどのようか。
- 財政課長 確認する。(⇒報告は8ページ)

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第3号 平成30年度長久手市土地取得特別会計予算

- 財政課長 議案第3号について説明
- 岡崎委員 歳出 1款 1項 土地取得費
購入予定地は決まっているのか。
- 財政課長 用地交渉が整い次第購入するための計上で決まってない。
- さとう委員 平成29年度の2億円から平成30年度3億円と1億円増額したのはなぜか。

財政課長 例年3億円を計上していたが、平成29年度は予算編成時の基金残高が減り、3億円の計上が難しかった。平成30年度は例年どおりの3億円の計上とした。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第33号 長久手市消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する条例について

総務課長 議案第33号について説明

岡崎委員 議案第33号では、市の情報公開条例から消防が削除される。これまで消防が持っていた情報は、尾三消防組合移行後はどうなるのか。

主幹 尾三消防組合以降後は、過去の事務も含め組合が引継ぐので、組合に情報公開請求することになる。

岡崎委員 議案第33号では、長久手市使用料及び手数料条例も改正する。消防本部予防課が所管する審査手数料が削除されるが、移行後は金額が変わること。

主幹 尾三消防組合の条例が適用されるが、本市と金額に差はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 36 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃止について

- 総務課長 議案第 36 号について説明
- 岡崎委員 通信指令業務共同運用の成果はあったか。
- 主幹 運用面では要請需要は増加しているが、出動時間は全国平均より早い時間で現場到着し、医療機関に搬送している。また、ハード面ではより高機能の施設を所定の金額で整備できた。
- 岡崎委員 事務協議会廃止後の通信に関する協議はどうするのか。
- 主幹 尾三消防組合と構成市町で協議となる。
- さとう委員 消防救急デジタル無線の全国的な入札談合に対し、公正取引委員会が措置をしたとの報道があった。1 年ほど前に尾三消防組合の構成市のある議会で認める発言があったが、本市ではなかったと判断しているか。
- 総務課長 尾三消防組合が通信機器の購入事務をしていたが、事実はあった。尾三消防組合が弁護士と相談しながら処理にあたっている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 37 号 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 総務課長 議案第 37 号について説明
- 岡崎委員 平成 28 年度、29 年度に公務災害補償の対象案件はあったか。
- 専門員 平成 28 年度は、愛知県消防操法大会に向けた訓練中に 1 件発生した。

今年度は、現在発生していない。

岡崎委員 過去に扶養親族加算を支払ったことはあるか。
専門員 該当案件はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 18 号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 18 号について説明
吉田委員 議案の概要に「国家公務員等に関する規定の改正内容に準じた改正」とあるが、人事院勧告どおりでないと罰則があるのか。
人事課長 罰則はないと聞いている。
吉田委員 日進市の給与事務のミスの新聞報道が先月あったが、本市ではこれまでなかつたか。
人事課長 新聞報道は初任給算定の誤りと理解した。昇格、昇給時の誤りは過去にあったが、その都度説明、遡及して訂正したことはある。
岡崎委員 人事院勧告どおりの改正との説明だが、具体的な説明を求める。
人事課長 主な改正点は 3 つである。1 点目は若い職員に重きを置いた給与表の改正、2 点目は勤勉手当の 0.1 月分の増額、3 点目は平成 27 年 4 月 1 日に 1 号級分の昇給抑制があつたので、37 歳未満の職員の 1 号級の抑制分を回復する。
岡崎委員 長久手市職員の給与に関する条例の附則第 17 項の削除の理由は何か。
人事課長 平成 22 年度の人事院勧告では、55 歳以上かつ 6 級相当職以上の給与などが 1.5 パーセント削減された。平成 26 年度の人事院勧告で平成 30 年 3 月 31 日までと期間が示されたので今回改正する。
吉田委員 職員からもっと上げてほしいとの声はないのか。

人事課長 職員労働組合との交渉では聞くが、これまでも人事院勧告どおりとした。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 19 号 長久手市職員定数条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 19 号について説明

上田委員 市長の事務部局 62 人増は、どのセクションを拡大するのか。

人事課長 保育所を除く一般行政職 19 人、保育所職員 14 人を 5 年かけて増員する計画。一般行政職は特定の部門までは定めてないが、類似団体の職員数、推計人口を勘案し平成 35 年 4 月 1 日に必要な職員数を算定した。

岡崎委員 職員適正化計画の見直しについて全議員が説明を受けたが、5 年間に 33 人の増は適正な人数か。

人事課長 一般行政職は、類似団体の職員数の比較により平成 35 年 4 月 1 日の必要数を求めた。保育所の職員数は類似団体上は超過しているが、上郷保育園の移転など市民との約束の実行に必要な人数と考え適正配置と判断している。

さとう委員 文化の家、生涯学習課、平成こども塾は、教育委員会から市長部局に移管後も職員定数の変更がないが、整理してないのか。

人事課長 教育委員会は定数 33 人に対し、実数 26 人である。配置枠として 7 人の余裕があるが、今回は改正しない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 20 号 長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長

議案第 20 号について説明

上田委員

議案の概要の「実際の勤務形態により即した形での支給ができるよう」とは、どういうことか。

人事課長

ボイラー業務手当は月額支給であるが、勤務しない日が 10 日以上あると 22 で除した額を日額支給しているが、10 日以上勤務すれば満額支給となる。特殊勤務手当の趣旨に基づき、実績に応じて支給する日額に改正する。

岡崎委員

月額 3,000 円を日額 200 円に改正するが、20 日勤務すると改正前の 3,000 円を超えるが、実質の増額ということか。

人事課長

条例では「勤務 1 月につき 3,000 円を超えない範囲において市長が規則で定める」、規則では「1 月につき 2,500 円」と規定している。改正後は条例で「勤務 1 日につき 200 円を超えない範囲」とするが、実際には日額 130 円を予定している。

吉田委員

ボイラー業務手当の支給に必要な資格と対象者は何人か。

人事課長

対象者は指定職員 1 人である。資格としては社団法人日本ボイラー協会愛知県支部長が認証する普通 1 種圧力容器取扱主任者資格を要することである。

さとう委員

消防手当は条例から削除するが、尾三消防組合の手当は本市と同じか。

消防本部総務課庶務係長

尾三消防組合の手当が適用され、火災出動の手当が本市の 300 円から 200 円になる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

委員長 財政課長から発言したい旨申出があったので発言を許可する。

財政課長 議案第 9 号の質疑の際に質問のあった幼稚園就園奨励費補助金及びアドバイザー報償金について回答する。当初予算における幼稚園就園奨励費補助金は、前年実績と過去 3 年間の 3 歳児から 5 歳児の人口の伸び率を勘案し計上しているが、実績額との差を減額する。また、アドバイザー報償金は、二ノ池湿地の保全と大学連携について 2 回実施した。

議案第 16 号 長久手市部設置条例の一部を改正する条例について

経営企画課長 議案第 16 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 17 号 長久手市みんなでつくるまち条例の制定について

経営企画課長 議案第 17 号について説明

上田委員 自治基本条例は自治体の憲法ともいわれるが、この条例の位置付けはいわゆる最高法規と理解していいか。

経営企画課長 この条例は、まちづくりをすすめる基本的な考え方と位置付ける。地方自治法ではあらゆる条例は同列とするので、最高規範とはしない。

上田委員 第 2 条は条例の位置付けについて規定し、第 2 項に「他の条例、規則、計画用の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合性を図らなければなりません」とあるのは、この条例の優位性を示しているのではない

か。

課長補佐 みんなでつくるまち条例は、市民、議会、市の役割を定めるものであ

り、この条例の優位性を定めるものではない。

上田委員 全体を眺めると「役割分担を定める」を超えていると思うが、そのレ

ベルと考えているのか。

経営企画課長 市民主体のまちづくりを進めるうえでの基本的なルールと考えてい

る。

山田(け)委員 検討委員会第 1 回の配付資料を「まちの憲法をつくろう」とした意図は何か。この条例は、まちの憲法か。

課長補佐 自治基本条例は、一般的にまちの憲法と言われることもあるが、検討委員会で身近な条例であるべきとの意見があった。本市におけるまちづくりの基本的なルールとして定めることがふさわしいとなり、こうした表現とした。

吉田委員 タウンミーティングの参加者は想像以上に少なかった。制定後の市民、職員、議会それぞれのデメリットはあるか。

経営企画課長 デメリットはない。

吉田委員 検討過程で議会基本条例の説明をどの程度したか。

課長補佐 議会について検討する回に資料提供したが、特に質問はなかった。

上田委員 第 15 条の住民投票の規定は、議会の提案、住民の直接請求を妨げないとは読めないがどうか。

経営企画課長 第 15 条第 1 項では「市長はその都度定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。」と規定する。有権者の 50 分の 1 以上をもって直接請求があれば、市長は受理後、意見を付して議会の審議に委ね、可決されれば住民投票を実施する。また、議会は議員定数の 12 分の 1

以上の議員で議案を提出し、可決されれば市長が実施するので、その都度定める条例に基づき市長が実施するとしている。

上田委員 住民投票のプロセスはともかく市長が執行者である。特に重要な事項と市長が認めなければならないのか。

課長補佐 安易に住民投票とならないよう特定の事項について慎重に審議を重ねた結果しなければならないという意味も含め、「特に重要な事項について」とした。

上田委員 住民が特に重要な事項と感じたときは、直接請求を妨げるものではないと理解してよいか。

課長補佐 市長は住民投票の請求に対し市の方針を意見として付して議会に上程するが、それが制限することにはならないと考えている。

午後0時00分 休憩

午後1時05分 再開

上田委員 第17条第2項に「総合計画における基本構想については、議会の議決を経るもの」とあるが、基本計画をはずした根拠は何か。

経営企画課長 地方自治法改正前は基本構想を議決要するとしていたので、基本構想の議決とした。基本計画は、基本構想を実現するための方策を示した説明書と考えている。

上田委員 基本構想の実現には基本計画が最も大事である。その基本計画が議決を経ないことに違和感がある。総合計画そのものを議会の議決を経るとするのが普通ではないか。

経営企画課長 基本計画の具体的な事業の実施については、毎年度の予算として議決を経るので基本構想のみとした。

山田(け)委員 第9条第2項に「職員は、長久手市全体を職場と捉え」とある。職員はまちに出て市民と交流しと解説書にあるが、現に職員の負担は大きい。職務規定や働き方についてどう考えているか。

経営企画課長 「長久手市全体を職場と捉え」の解釈についての質問と思うが、現場が大切という心構えとして規定した。まちへ出て市民とかかわり、声を聞いて行政運営をすることが方策になっているので求められる職員像

を心構えとして位置づけた。

山田(か)委員 まちづくり組織について第 12 条では「概ね小学校区単位の地域で」とある。自治会、防災会、子ども会など小さなコミュニティがまとまっているが、小学校区単位の組織が本当に機能するのか。小さなコミュニティの支援は考えなかったか。

経営企画課長 小学校区単位のまちづくりは市の方針である。単位自治会では解決できないことも校区単位の協議体なら解決できることもあると考え取組んでいる。

市長公室長 自治会はくらしを守る任意団体として活動している。まちづくり組織は、自治会、子ども会、PTA、企業などが対等な立場で連携し、話しながら地域課題を解決するものと考えている。

山田(け)委員 第 19 条の安心安全なまちづくりの条文にまちづくり組織の役割がないのはなぜか。

経営企画課長 第 2 項の「市民は、個人近隣、自治会等で」の等にまちづくり組織をふくむ。

山田(け)委員 ならば、まちづくり組織と明記すればよかつたのではないか。第 19 条は言葉不足である。

課長補佐 小さな単位から順に記述し、代表的なまちづくりの組織である自治会をあげ、自治会等とした。

経営企画課長 第 19 条は、災害時の備えの原則的なことにとどめ、具体的なことは地域防災計画や避難所運営マニュアルに書かれる。

加藤委員 3 か月の公布期間に市民にどう説明し、浸透させるのか。

経営企画課長 6 月にPRパンフレットを全戸配布する。また、7 月 20 日に文化の家で制定記念シンポジウムを計画している。

加藤委員 パンフレットの全戸配布だけでは理解されない。高齢者や子ども達にもわかる説明でなければいけない。

経営企画課長 わかりやすく、丁寧な説明を心がけたい。

岡崎委員 この条例は市民の思いがどのような形で入っているのか。また通常の条例との違いは何か。

経営企画課長 市民と一緒に作った初めての条例である。まちをよくする、住みやすいまちにする、住みやすい幸せなまちをつくるという思いが込められた条文である。その思いには生活実感として笑顔、幸せ、夢、覚悟などのキーワードがあり、市民の思いを尊重し通常使用しない言葉を盛り込んだ条例になった。

岡崎委員 市民主体のまちづくりを進めるうえでこの条例の持つ意味は何か。

経営企画課長 地方分権においては、基礎自治体としてまちづくり、公共サービスなど暮らしに身近なことを自ら決め、考え、行動することが求められている。市民主体のまちづくりの実現のために独自のルールを定めることが必要と考えた。

岡崎委員 パブリックコメントで寄せられた多様な意見に対する今後の対応はするのか。

経営企画課長 まちづくりに対して多様な意見があることは認識している。市民、議会、市の三者が互いに意見を尊重し、認め合いながらまちづくりをすすめることが条例を育てていくことと考える。第 21 条に条例の検証を規定し、多様な意見を聞き、議論することが大切と考えている。

岡崎委員 条例を育てるとは、見直しも考えられるということか。条文からはわかりづらいので、解説書に補足するなどの修正はできないか。

経営企画課長 第 21 条は、事例の実効性を確保するために 5 年以内の検証を定めている。市民と市が条例にそってまちづくりを進めているか検証し、まちづくりの課題や方向性を確認したうえで、必要であれば改正の手続きをとる。また、解説書は、趣旨が変わらない範囲なら加筆、修正が可能と考えている。

岡崎委員 第 21 条の条例の見直しに議会がないのはなぜか。

市長公室長 条例改正は議会の議決を要する。情報共有したうえで議会と意見交換したい。検証過程において議員の活動を制約するものではない。

山田(け)委員 第 21 条の規定は曖昧で具体性に欠ける。条例施行後の検証の流れを説明してほしい。

経営企画課長 できるだけ早い段階で見直しだけでなく、適切に運用されているか、普及しているかを含め、総合的に検証する組織を立ち上げたい。

山田(け)委員 委員会の構成はどのように考えているのか。

経営企画課長 有識者、条例検討委員会の市民、公募市民などを考えている。

市長 このまちは、これまで市民主体、市民参加でいろんなことをやってこなかったので、市民が参加するのは、議会も市も初めてのことである。自分達のこととして考えるまちをつくるなければ、このまちは分散していくのではないかと思っている。条例をつくるならコンサルでなく、市民と一緒に考えてもらえたずつと言ってきた。私も、議員もそこに参加し、一緒につくる練習を今しているところである。市民が考えた詩に大まかなことは書いてあったが、条例の形にまとめなければならなかった。

まち全体を職場にしろと言ったが、どこに誰がいて、どんな意見を言つてゐるのかを知らない人が、文句を言うばかりではいけない。小学校単位のまちづくりは、民生委員も子ども会も全部縦割りだが、もう少し小さくしたらどうかといろんなことをやつた。災害が起きた時にこのまちはやっていけないのでないかと思っている。とにかく市民に参加してもらひ、試行錯誤しながら、一緒にやつていく仕組みを作る段階だと思う。私たちも皆さん方もどう参加していいのかわからないと思うが、あえて今チャレンジし、2年か3年延ばしたらどうだと言つたが、約束があるのでここまで来た。大筋のところをわかつてもらひ、一緒にやつていけたらいいと思う。それでもだめなら5年後にというところを付けた。

委員長 委員長として確認する。今、市長は詩だけで条例はいらなかつたがここまで来たと発言した。市長として詩だけでいいと考えているのか。議会との調整も問題があつた。仕組みづくりをしていると言ひながら仕組みづくりをしてないのは執行側と思うが、どう考えているか。

市長 市役所は今、あらゆることを一生懸命やつてゐるが、表に出るのはこれだけのことである。その間、市民とキャッチボールをしながらまとめ、ここまで来たがまだ時間がかかる。議員も私達も市民も一緒になって議論し、つくることに不慣れでここまで来た。

経営企画課長 8月16日に議会へ説明し、パブリックコメントの予定を延期して議会の意見をまとめてもらつた。パブリックコメントに付す案も説明した。

委員長 先ほどの市長発言の2、3年延ばせばいいは、今の段階では不完全とすることだと思うが、延期することについて考えを伺う。

市長公室長 パブリックコメントや自治KENでも多様な意見があつたことは認識している。市長の発言は、条例を育てるという意味でもっと広く、多様な意見を聞きながら、条例に基づいてまちづくりが行われているか、条例の見直しが必要かを含め議論をしていきたい。まずは、まちづくりを進める後押しとなる条例を制定し、その後も多様な意見を聞いていくことである。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

さとう委員　　条例の前文は市民も書いたが、第1条以下は市民が書いてないということでおいいのか。

経営企画課長　前文は自治KENと一緒に作ったが、第1条から第21条までは自治KENの提言をふまえ市が作った素案について2回の意見交換をした。

さとう委員　　市民と一緒に作った条例というが、できあがった条文について意見交換をしただけである。素案は、意見交換を経て大きく変わったところがあるか。

経営企画課長　意見交換では、提言の思いなどが素案に入っているか確認し、議論した。条文の議論は案を示さないと議論が深まらないと考えた。

さとう委員　　第5条第3項の条文は、「まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らすことが」と続く。まちづくりの定義は、第3条4号に「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公共的な活動」とある。第5条第3項の「まちづくりの成果による」のまちづくりを第3条4号の定義に置きかえると、日本語としてのおかしさを感じるがどう思うか。

課長補佐　　行政サービスの享受を書いて欲しいとの要望や学識者の行政サービスでなく、まちづくり活動の効果として記述することのアドバイスがありこの条文とした。まちづくりの定義は単に読み替えるのではなく、前文の「みんなで手を取り合って、誰もが笑顔で暮らせるまち長久手市をつくりあげていきます。」が最も重要な部分であり、重複するところはあるがあえて第3項の記述にした。

さとう委員　　第12条のまちづくり組織は、「概ね小学校区単位の地域で」としている。市長公室長は岩作区は長久手小、東小、北小学校区に及ぶが、長久手小学校区の岩作区の範囲だけ切り取ってまちづくり組織に該当する一般質問で答弁したが間違いないか。

市長公室長　　一般質問の答弁では、岩作区そのものは自治会組織ではないと発言した。例えば、最初は分かれてまちづくり組織を作っても情報共有などして将来的には1つの組織として活動できるといいということである。まちづくり協議会は、ネットワークの主体が自治会連合会であることや地区社協である市町もある。区が主体となるか、別の組織を作るのかは地域の人達の話し合いによる。

さとう委員　　努力を伴う規定ならいいが、今はコミュニティ活動助成金を区に交付

しており、校区単位のまちづくり組織の構築に努力していないのではないか。

市長公室長 コミュニティ活動助成金、まちづくり協議会交付金は、所管するくらし文化部で今後検証することになると思うが、まちづくり組織は小学校区単位で進めたい。

上田委員 第 21 条の条文は議会制民主主義の否定である。条例の検証において議会は関係ないと読み取れるが、市民と市でどう検証するのか。

経営企画課長 第 4 条のまちづくりの基本原則を例にすると、市民参加の人数や過程における情報共有の成果を確認する。地域活動の参加、行政サービスのあり方は 5 年に 1 度の市民意識調査で確認することを考えている。

上田委員 議会からの請求はない。住民請求もハードルがあるが、改正に至るのか。市長提案でなければ条例改正が困難ではないか。

経営企画課長 市と市民でまちづくりのあり方をこの条例に基づいて行うが、議会に報告し、必要であれば議案として議会の判断に委ねることになる。

上田委員 市民はまちづくりへの参加については、第 11 条と第 12 条第 3 項、第 4 項の規定が義務である。市民はまちづくりへの参加が義務である、強制的であるとの印象を受けるが、表現を改めるほうがいいのではないか。

経営企画課長 参加の義務付けや責任を押し付ける解釈、表現ではない。条文は「努めます」とし、努力規定と解釈してほしい。

さとう委員 解説書では、第 21 条、条例の検証について「5 年ごとに行う予定である総合計画の検証及び見直しの結果をふまえて行うことと想定し」とあり、次期総合計画の中間見直しは約 6 年先となる。それまでは改正しないと解釈できるが、最初の改正は 6 年後ということか。

経営企画課長 市民意識調査の際に見直しの検討をしたい。

さとう委員 それは何年後か。

経営企画課長 次回市民意識調査は平成 33 年度の予定である

市長 休憩前に委員長が確認された私の発言について申し上げたい。2、3 年かかるとは、条例が市民に根付くまで 2、3 年かかるという意味で話した。今後、条例を育てるということで多くの市民から多様な意見を聞き検証したい。

さとう委員 「さかそう ながくて じちのはな」の詩は、今後どんなところで市民はじめ人の目に触れるのか。

経営企画課長 この詩は、自治 K E N 有志が議論を重ねつくった。条例に対する思いが書かているので解説の一部として参考に出した。制定後には条例周知

のツールのひとつとして使いたい。

さとう委員 内容や趣旨は否定しないが、詩の表現に疑問を感じる。誰が読んでも違和感がないものに修正できないか。

経営企画課長 意見として自治ＫＥＮに伝えたい。

さとう委員 前文は無条件に多様性や自由を認めると捉えていた。しかし、解説を読むとそのような視点でまちづくりを考えることの延長線上に多様性や自由を認めると解釈できる。前文と解説の趣旨は異なると読み取れるが、どちらが正しいのか。

経営企画課長 前文の解釈として述べられた趣旨が正しいが、誤解がないよう解説を修正することは可能と思う。

さとう委員 解説書には、第9条第2項について「また、職員は、第3条で定義する「市民」であり、」とあり、第3条3号の市の定義では「市とは、市の執行機関のことであり、(略) それぞれの機関の職員も含みます。」とある。よって職員は第3条3号の市であるが、市民と誤解するのではないか。

経営企画課長 職員は市に含むが、市で働いているという面では市民でもある。

さとう委員 パブリックコメント後に第15条の住民投票の条文を変更した理由は何か。

経営企画課長 個別型の住民投票条例を想定してたので「その都度定める条例に基づき」と修正した。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

質疑及び意見を終了

上田委員 いましばらく時間をかけ、審査するほうがいいと考えるので継続審査とすることを提案する。

委員長 上田委員から継続審査の提案があったが、提案者に質疑はあるか。質疑がないようなので、まず継続審査とすることをはかる。

採決

賛成少数により、継続審査とはしない。

委員長

議案第 17 号について討論採決をする。

討論

反対討論

上田委員 市民参加で初めてつくった条例であり尊重したいが、質疑を経ても疑問点等が払拭できないので反対の意思を表明する。

賛成討論

岡崎委員 これからは市や議会とともに市民が主体的にまちづくりをするための基本的な理念や参加、協働などのルールが必要だと考える。これを条例で定めることにより、一人一人の行動を促し市民の活動を後押しすることを期待して賛成する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長

次に、閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

〈異議なし〉

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出事件一覧表を委員長から議長に申し出ることで全委員了承

委員長報告は委員長及び副委員長へ一任を確認

委員長 閉会宣言

午後 3 時 14 分 終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 30 年 3 月 12 日

総務委員会委員長 さとうゆみ